

覚書の遵守を求める署名

覚書（昭和49年11月14日に沼津市長<井出敏彦>が、清水町外原区長と清水町外原区斗争委員会委員長と結んだ覚書）に関して、
私は清水町外原区斗争委員会のメンバーとして
今後も覚書の遵守を求めます。

令和4年（2022年）5月7日

大 滝 幹 

覚書の遵守を求める署名

覚書（昭和49年11月14日に沼津市長＜井出敏彦＞が、清水町外原区長と清水町外原区斗争委員会委員長と結んだ覚書）に関して、
私は清水町外原区斗争委員会のメンバーとして
今後も覚書の遵守を求めます。

令和4年（2022年）5月 〇日

船本 洋一



覚書の遵守を求める署名

覚書（昭和49年11月14日に沼津市長<井出敏彦>が、清水町外原区長と清水町外原区斗争委員会委員長と結んだ覚書）に関して、
私は清水町外原区斗争委員会のメンバーとして
今後も覚書の遵守を求めます。

令和4年（2022年）5月8日

清水町徳倉 2576

佐藤 芳男



清水町外原区斗争委員会の増員

覚書（昭和 49 年 11 月 14 日に、沼津市長＜井出敏彦＞が、清水町外原区長と清水町外原区斗争委員会委員長とで結んだ覚書）に関して、私は清水町外原区斗争委員会のメンバーとして今後も覚書の遵守の継続のために、下記の 2 名を加えることに賛同いたします。

記

- 1) 清水町徳倉 2685 番地の 1
鈴木隆雄
- 2) 清水町徳倉 2669 番地の 1
落合俊二

令和 4 年（2022 年）5 月 7 日

大 滝 幹 

清水町外原区斗争委員会の増員

覚書（昭和49年11月14日に、沼津市長<井出敏彦>が、清水町外原区長と清水町外原区斗争委員会委員長とで結んだ覚書）に関して、私は清水町外原区斗争委員会のメンバーとして今後も覚書の遵守の継続のために、下記の2名を加えることに賛同いたします。

記

- 1) 清水町徳倉 2685 番地の 1
鈴木隆雄
- 2) 清水町徳倉 2669 番地の 1
落合俊二

令和4年（2022年） 〇月 〇日

船橋 不詳 一 (印)

清水町外原区斗争委員会の増員

覚書（昭和49年11月14日に、沼津市長<井出敏彦>が、清水町外原区長と清水町外原区斗争委員会委員長とで結んだ覚書）に関して、私は清水町外原区斗争委員会のメンバーとして今後も覚書の遵守の継続のために、下記の2名を加えることに賛同いたします。

記

- 1) 清水町徳倉 2685 番地の 1
鈴木隆雄
- 2) 清水町徳倉 2669 番地の 1
落合俊二

令和4年（2022年）5月8日

清水町徳倉 2676

佐藤 芳男



平成 25 年 9 月 5 日

津市長 栗原裕康様

通 知 書

沼津市の「新中間処理施設整備事業」に断固反対し、
当区との契約である「覚書」を遵守するよう求める

外原区長 鈴木隆雄
ごみ焼却場対策委員長 清水孝文
ごみ焼却場対策委員会一同

記

貴殿が進めている「新中間処理施設(焼却場等)整備事業」基本構想策定は、沼津市と清水町外原区との間で締結した「覚書」を否定した、違法無効な行政行為であり、私たちはこの覚書、及び憲法に基づいて同事業の即時中止を求めます。

- ① 現焼却場建設の際、貴殿が当区と締結した「覚書」には、「将来、1ノ洞、2ノ洞、3ノ洞には一切増設、新設をしない」と明記してあります。これは民法上の契約にあたり、行政にはこれを遵守すべき義務があり、一方的な破棄は違法です。
- ② 清水町徳倉(外原地区)は住宅地区でありながら、至近距離にある沼津市の迷惑施設の害に長年苦しめられてきました。沼津市もそれを認め、現施設を最後とすると確約したのが覚書であり、それを裏切るとは、倫理的にも許されません。
- ③ 貴殿は「他に適地がない」ことを理由に、一方的に計画を通知し、納得のできる説明もないまま今年6月には基本構想策定検討委員会を開催しました。これは「施設を変更する場合、事前にその計画を提示し協議する」「本協定に定めがないものについては協議して決める」などと定めた昭和51年の公害防止協定にも違反しています。
- ④ また、当地以外に「適地がない」ということは、貴殿が当地区を永遠に沼津市のごみ捨て場と見なしていることを意味し、これは法の下での平等、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法に違反します。当地区はすでに40年以上も公害を忍んで来ており、すでに受忍限度の限界を超えています。「二度と施設を作らせない」が住民の総意です。
- ⑤ 香貫山周辺地域は汚染大気がよどみやすい特殊な地形で、健康被害が懸念されることを、沼津市も上記公害防止協定で認めています。焼却炉に隣接して清水町立南中学校があり、そこで学ぶ児童への影響を考えただけで、現在地への建替えは決して認められません。
- ⑥ 適地がないにもかかわらず、焼却炉と処分場に固執するごみ政策は、やがて立ち行かなくなるはずで、市長として法令を守り、私たちの人権を尊重していただくためにも、ごみ政策を根本から変換されることをあわせて要望いたします。

貴会と貴殿の協議の場を確保するよう求めます。以上

連絡事項 循環型社会形成推進交付金に関する行方等のため
静岡県廃棄物リサイクル課に出張した調査を本誌の
とび報じます。

別紙 印

会議報告書

第22号証

平成 26 年 4 月 4 日

平成 26 年 4 月 3 日 (木)	廃棄物リサイクル課：小林課長
10 時 0 分 ~ 11 時 35 分	田中専門監、遠藤班長、片山主査
静岡県庁西館 6 階会議室	ごみ対策推進課：佐藤室長、小野

循環型社会形成推進交付金について

- 3月27日に実施された清水町外原区と環境省の話し合いについて
出席者は、鈴木区長、男性2名、山本節子氏、環境省は安部補佐、高瀬係長、辻本さん、議員会館ということなので、おそらく城内議員の事務所で行われたと思われる（安藤秘書同席）
①健康被害が懸念されることと、②覚書の存在について話をした。
地域計画の提示があり、開示請求することなのでコピーを渡した。
現場を見てほしいとの依頼があったが、行くかどうかはわからないと回答した。
- 3月28日の17:30ころ高瀬係長より県の廃棄物リサイクル課に電話
内部で調整したが、話し合いの内容から交付金の内示は留保せざるを得ないとのこと。
覚書が有効で裁判に負けると交付金の意味が無い。という見解

市からはスケジュールと覚書に関する沼津市及び清水町の双方の顧問弁護士の見解について説明
また、議会や自治会からも建設推進の要望が出ていることも説明

- 環境省は覚書の内容がはっきりしないと言っている。現況も弁護士の見解だけで、確実ではないことから、覚書の見解を話しても仕方が無いのではないか。また予定地周辺の住民が反対しているという典型的なパターンであり、市や町が賛成しているからというのは説得力が無い。
- 既に建替えが切羽詰っていて、司法判断を待つ時間も無いということから、覚書を論点とせずに、健康被害の払拭のため調査が必要なことや、内示を止めることが計画に甚大な影響を及ぼすことを説明してはどうか？
- 内示の出る時期によっては、環境影響調査の春季を単費でやることができるか？
→内示が出る確証が得られれば、財政当局と調整はできる。
- 区長の意見が地元の総意ではなく個人的なものであること、健康被害がないことの証明はないか？
- これまでの地元説明（位置の選定等）の経過と今年度の成果を持って地元説明することを伝える。
- 計画地での建設が出来ない場合は交付金の返還もすると、環境省には言うべき。
- 環境省との打合せについては遠藤班長に設定してもらおう。説明は市が行うが、県も同行する。

平成26年度(2014年)

第47回

清水町外原区定期総会資料

日時 平成26年4月25日(金)、6月7日(土) 9月27日(土) 午後7時～

会場 外原公民館 TEL.932-5420

総会次第

1. 開会のことば

2. 区長あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 議長選出

5. 議事

(1) 第1号議案

平成25年度事業報告および収支決算報告について

(2) 第2号議案

外原区自治規約改正の件(案)

(3) 第3号議案

平成25年度役員選出について

平成26年度新役員の承認・会計監査委員の選出

新区長挨拶、新協議委員の紹介

(4) 第4号議案

平成26年度事業計画および収支予算案について

(5) その他

6. 閉会のことば

外原区定期総会に関する経緯

平成 26 年 4 月 25 日(金) 定期総会 (1 回目)

- ・平成 25 年度事業報告および収支決算報告・・・承認可決
- ・外原区自治規約改正の件・・・承認可決
- ・平成 25 年度推薦委員会報告および平成 26 年度役員選出について
推薦委員会で再度協議のうえ、三役案を提案することを決議

平成 26 年 6 月 7 日(土) 定期総会 (2 回目)

- ・三役案が審議されたが決議されず、再度推薦委員会が提案することを決議
- ・推薦委員会として新たな三役案を決定した段階で、総会を再開することを
25 年度区長として了承
- ・平成 26 年度事業計画および収支予算案については、審議されていない

平成 26 年 9 月 27 日 定期総会 (3 回目)

- ・25 年度区長の意見表明
 - ・議長よりこれまでの経緯の説明
 - ・推薦委員長より推薦委員会報告
- 以上の意見・報告等を聞いたうえで、本日及び6月7日の定期総会が
「定期総会であるか否か」を代議員にはかったところ、「定期総会である」
が賛成多数
- ・推薦委員会より、26 年度三役案の提案がされ、賛成多数により承認可決
 - ・26 年度事業計画案及び各委員会計画が提案され、賛成多数により承認可決
 - ・26 年度予算案が提案され、賛成多数により承認可決

<付帯決議>

平成 26 年 4 月 25 日(金) 定期総会 (1 回目)

焼却場に関する件は、別途協議の場を設けて、その場で協議することを
賛成多数により可決

平成 26 年 9 月 27 日 定期総会 (3 回目)

今後の定期総会においては、推薦委員会案のみを採決すべきであり、当日
立候補案の採決は前例としないことを賛成多数により可決

第2号議案

外原区自治規約(案)

第1条 (目的)この規約は、外原区の運営の円滑化を図り、住みよい郷土自治を達成することを目的とする。

第2条 (役員)区に次の役員を置く。

(1)区長1名 (2)副区長4名以内 (3)会計2名以内 (4)協議委員(各組1名)
(5)組長(各組1名) (6)参与(前年度協議委員)

2. 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
3. 区長は相談役を委嘱することができる。なお、相談役は町会議員、学識経験者及び区長経験者とする。
4. 区長は参与経験者を顧問として委託する事ができる。
5. 各役員は2以上の役職を兼ねることができる。
6. 各役員を選出については別に定めるところによる。

第3条 (役員の仕事)各委員の仕事は次のとおりとする。

1. 区長は区を統轄し区民を代表する。
2. 副区長は区長を補佐し、区長事故あるときは職務を代行する。
3. 協議委員は区の自治運営に参加し、その業務を分掌する。
4. 参与は区の事業、行事について協議委員の相談に応じて助言する。
5. 顧問は区の事業、活動について必要に応じて対応する。
6. 会計は区費の経理事務を統轄し、必要に応じ経理内容を役員会に報告する。
7. 組長は組を統轄し組員を代表する。
8. 相談役は区長等の相談に応じて意見を述べる。

第4条 (機関)区に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 企画委員会
4. 協議委員会
5. 組長会

第5条 (機関の仕事)各機関の仕事は次のとおりとする。

1. 総会

(1) 総会は区の最高機関であって、毎年4月開催する定期総会と必要に応じて開催する臨時総会とする。

(2) 定期総会に附議する事項は次のとおりとする。

- ① 毎年度の事業計画及び予算の審議・議決
- ② 前年度の事業報告及び決算の承認
- ③ 区自治規約の改廃及び運営上の重要事項

(3) 総会は各組から選出された代議員によって開催する。

総会は区長が招集し、議長は代議員の中から選ぶ。

- (4) 総会の成立は代議員の2分の1以上の出席を要し、議決は出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は議長が決するところによる。
- (5) 各組の代議員は次の基準により選出する。
10世帯以下2名、20世帯以下3名、21世帯以上4名

2. 役員会

- (1) 役員会は定例会と臨時会とし、区長が招集し区内の重要事項について連絡協議する。
- (2) 役員会の決議を必要とする項目については、役員2分の1以上が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

3. 企画委員会

企画委員会は、三役(区長・副区長・会計)、各協議委員長、参与及び顧問で構成し、総会及び役員会に附議する事項について審議し立案するほか、重要事項について区長が企画委員会の審議又は協議を必要と認めた場合開催する。

4. 協議委員会

- (1) 協議委員会は区の事務を企画し、運営原案を協議し、業務を推進する。
- (2) 協議委員会は区長が招集し、区長がその議長となる。協議委員会の議決を必要とする事項については協議委員の2分の1以上が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。
- (3) 各協議委員会は次のとおりとし、委員長及び副委員長は協議委員の互選により選出する。

- ① 総務委員会
- ② 土木防災委員会
- ③ 生活環境委員会
- ④ 文教体育委員会

- (4) 各協議委員会の分掌事項は次のとおりとする。

① 総務委員会

- ・ 区諸会議の企画進行に関する事項
- ・ 区内広報に関する事項
- ・ 公民館管理に関する事項
- ・ 区有財産に関する事項
- ・ 交通事故防止に関する事項
- ・ 各種団体に関する事項
- ・ その他各委員会に属さない事項

② 土木防災委員会

- ・ 地震火災風水害の防災意識の向上、消火栓防災器具の点検整備及び避難等総合訓練に関する事項
- ・ 区内道路、側溝等の新設計画及び補修改良工事に関する事項

③ 生活環境委員会

- ・ 環境衛生及び美化に関する事項(側溝等の維持・保全等を含む)
- ・ 防犯に関する事項
- ・ 街路灯の設置及び管理に関する事項
- ・ 社会福祉及び保健に関する事項

④ 文教体育委員会

- ・ 区内外の体育行事及び社会教育行事に関する事項

- (5) 各協議委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。委員会には区長、その他必要な役員の出席を求めることができる。
各委員会の委員長は、委員会開催の都度その状況を区長に報告しなければならない。

5. 組長会

- (1) 組長会は区長が招集し、区長がその議長となる。
(2) 組長会は各組員に対する連絡事項の伝達及び各組の申し合わせ事項、要望事項等各般にわたり連絡協議する。

6. 各機関の議事については努めて議事録を作成し、その状況を記録しておくものとする。

第6条（会計監査）区の会計経理事務の適正を期するため、監査委員2名を置く。
監査委員は総会において代議員中より選出し、その任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第7条（会計年度）区の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 区長は会計年度終了後速やかに決算書を作成し、関係書類と共に監査委員の監査を受けなければならない。

第8条（区費）区内に在住する世帯主及び特別事業所は第1条の目的達成のため区費を分担するものとする。

2. 区費は毎年4月開催する定期総会において承認された額とする。
3. 区費は入居の月から退居の月まで分担する。なお、毎月15日までの入居及び16日以降の退居は、入退居月の区費を分担するものとする。
4. 区費は半年ごとの前納とし、組長が集金する。組長は前期分(4月～9月)を第1回定例役員会で、後期分(10月～3月)を第3回定例役員会で会計に納付するものとする。
5. 区内への新規転入者については、定められた転入区費及び半年ごと残存期間の区費を組長が集金し、次回定例役員会で会計に納入するものとする。
6. 区外への転出者は、組長をとおして区費の払い戻しの請求を行うことができる。

第9条（報酬）区長及び区役員又は区の業務に携わる者に報酬・日当等を支給することができる。

2. 報酬、日当等の支給基準は総会の承認を受けるものとする。

第10条（表彰）区長は功績が顕著な区民を表彰することができる。

附 則

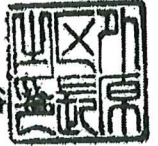
1. この規約は昭和43年5月25日から実施する。
2. この規約の改廃は総会の議決を経なければならない。
3. 昭和44年1月12日第2回総会において2条・5条・附則2項を改正追加
4. 昭和45年1月18日第3回総会において2条・3条を改正追加
5. 昭和46年1月10日第4回総会において2条改正追加
6. 昭和49年1月27日第7回総会において2条4項、5条1項(ハ)を改正
7. 昭和51年2月15日第9回総会にて第5条1部改正(ニ)
8. 昭和60年1月20日第18回総会にて第2条(5)及び4の一部改正
第3条2、3を第2条4、6に移行、第4条(2)(3)の名称改正 第5条3の(4)土木・厚生委員会名称改正 第8
条特別区費の新設及び転入区費追加
9. 昭和61年1月19日第19回総会において第2条3項、第3条7項(参与)を導入、第5条総会開催月及び第7
条会計年度を改正
10. 昭和68年4月29日第21回総会において第2条(2)(3)及び3の一部改正第5条(3)防災委員会の名称改
正、(4)各協議委員会の事務分掌の追加及び改正
第10条追加
11. 平成14年4月13日第35回総会において2条、3条、4条、5条、7条、8条、10条改正追加
12. 平成16年4月17日第37回総会において第2条1項、4項・第3条5項改正追加
13. 平成23年4月9日第44回総会において第2条1項、4項、第4条3項、第5条3項、第8条4項改正
第5条1項(3)、2項(1)、4項(2)、4項(5)、5項(1)文言修正
14. 平成26年度4月25日第47回総会において第2条3項、改正

平成30年2月16日

清水町長

山本博保様

外原区長 入口裕



「沼津市ごみ新中間処理施設建設への協力及び要望書の提出について」に対する回答書

新春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、外原区の自治会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年12月7日付「沼津市ごみ新中間処理施設建設への協力及び要望書の提出について」の依頼に対し、現時点において外原区三役を中心に検討し、以下の通り意見書として回答することとします。

1. 現在の中間処理施設は老朽化しており、また耐震化の必要性から新中間処理施設建設を建設することには賛成である。ただし、現在計画の中間処理施設建設計画は、沼津市、清水町と外原区がそれぞれ交わした覚書を反故に行われており、外原区としては容認できるものではなく、現在地以外の場所に建設されるべきものである。建設場所は自治体の裁量権に属するものであると思われるが、当事者の協議により覚書を合意解除したうえで現在地に建設すべきである。
また、今回の建設計画を前提とするなら、外原地区は山に囲まれた特殊な地形であるので、焼却炉の排煙煙突について、高さを現在の物と変わらない高さ、またはより高くするものとし、新中間処理施設の使用期間を稼働後20年間に限るものとするべきである。
2. 新中間処理施設建設後の新々中間処理施設建設は、現施設から半径10km以上離れた場所とする。
この件に関し、新中間処理施設建設後に直ちに沼津市・清水町・外原区の三者での協議を始めることとする。
3. 新中間処理施設移転後の跡地利用については、住民健康増進施設等の目的以外の施設を建設しないこととする。
4. 外原区は、現在の稼働中施設について、いわゆる「迷惑施設」をやむを得ず受け入れてきたものである。この経緯を勘案し、今後も清水町との協議を継続していくこと。
5. 新中間処理施設建設計画については、「基本計画検討委員会」「スケジュール等検討会」等でその内容について検討されているが、過去の経緯や外原地区の特殊な地形であることを反映されずに計画が進んでいることが残念である。

以上

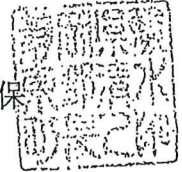


甲第25号証

清く 廃第 13 号
平成 30 年 7 月 10 日

外原区長 入口裕治 様

清水町長 山本 博保



外原区の意見書について (回答)

盛夏の候、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当町廃棄物処理行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 2 月 16 日付けにより「沼津市ごみ新中間処理施設建設への協力及び要望書の提出について」の回答書を提出していただき誠にありがとうございました。回答書には、沼津市ごみ新中間処理施設建設に対し、基本的には容認できないが、建設時に対する御意見をいただくなど、一定の御理解はいただけたものと解釈させていただきました。

なお、入口区長様からいただきました御意見につきましては、別紙により回答させていただきますのでよろしくお願いいたします。

担当 くらし安全課
生活環境係

電話 981-8216

- 1 回答書1の「煙突の高さを現施設と同等以上にする」について
沼津市より「煙突の高さについては、本市における現施設の排ガス基準よりも厳しい基準を設けることや、煙突高 59mとすることで航空法による規制を受けないことなど、生活環境に影響が無い範囲で、できるだけ景観面から圧迫感を少なくすることが望ましいと考えており、このことは他市の状況を参考に基本計画で定めたものです。周辺の地形や特殊な状態も加味する中でシミュレーションした生活環境影響調査の結果、環境保全目標を満足する内容となっておりますので、何卒ご理解をお願いします。」との説明を受けました。
- 2 同じく回答書1の「使用期限 20 年に限る」について
現在の建築技術や公共施設の維持管理を適正に行うことにより 20 年以上の使用が可能であることから、現時点において使用期限を定めることは両市町としても難しいと考えております。
- 3 回答書2の「新中間処理施設建設後の直ちに沼津市・清水町・外原区の三者で協議を始める」について
沼津市より、新中間施設建設後、次の施設建設等に関する検討をはじめると、年に一度はその検討内容について、本町に報告をいただけることになっておりますので御理解いただきますようお願いいたします。
- 4 回答書3の「現在の中間処理施設の跡地利用」について
外原区の要望を沼津市に伝えるとともに、検討していただくよう要望させていただきましたので御理解いただきますようお願いいたします。
- 5 回答書4の「今後も清水町と協議を継続していくこと。」について
新中間処理施設建設後も近況報告を踏まえた中で、意見交換会を継続してまいりますと考えております。

以上、入口区長様の回答書に対する本町の回答を提出させていただきます。
本町といたしましても、外原区の皆様には、新中間処理施設建設に対して、大変な御心労をお掛けしておりますが「この区に住んでよかった。」と思える町づくりを今後とも実践して参りますので、貴区からも町に対する御意見や御要望をいただきますようお願い申し上げます。

沼津市新中間処理施設整備等に係る意見交換会

平成31年2月25日

【 】 定刻になりましたものですから、開催させていただきたいと思
います。

[Redacted]

【区長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text]

[Redacted text] 外原区としては、去年の2月にお出した意見書、回答書のレベルで新中間処理場が今後新しく建設されるということについては静観 [Redacted text]

[Redacted text]

回 覧

令和 4 年 2 月 1 日

外原区の皆様へ

外原区からのお知らせ

外原区

1. 企画委員会開催報告

1 月 20 日(木)企画委員会が開催されました。

- 議題
1. 区長からの連絡
 2. 新年度協議委員会の構成について
 3. 今後の日程について
 4. その他

2. 各委員会からの連絡

(1) 総務委員会

- ・配布物の配布や回覧文書は早めをお願いします。
- ・公民館使用後の管理をお願いします。
(戸締り、エアコンのスイッチ、掃除)
- ・新年ふれあい会を 1 月 9 日(日)に行いました。
役員及び各団体の皆様、事前準備と当日運営にご協力いただき、
ありがとうございました。

(2) 土木防災委員会

- ・防災機器の点検 2/20(日) 3/20(日)
機器の修理・点検と街頭消火器の点検を行っています。
- ・新年ふれあい会において、事前準備と当日の防火管理を行いました。

(3) 生活環境委員会

- ・資源ごみの分別回収及び児童公園の清掃・・・2/13(日)
古着の回収も行います。

実施時間： 午前 7 時 30 分～8 時 30 分まで

実施場所： 外原区公民館前

資源ごみ回収担当： 三役と生活環境委員会で行います。

(各組当番さんの出席は必要ありません。)

捨てればゴミ、回収すれば資源です。回収された資源は売却され
外原区に還元されます。皆様のご協力をお願いします。

回 覧

- ・ 次回の資源ごみの分別回収及び児童公園の清掃・・・3/13(日)

なお、古着の回収は行いません。

水曜日の資源ごみ回収をご利用ください。

- ・ 2/13(日)に環境美化活動を予定しています。
生活環境委員会及び三役を中心に行います。
各家庭において周辺美化活動へのご協力をお願いいたします。

(4) 文教体育委員会

- ・ 新年ふれあい会について、事前準備と当日の運営を他の委員会とともに担当しました。
- ・ 1月24日(月)委員会を開催し、企画委員会・定例役員会などの今後の日程の確認と対応、来年度計画について協議しました。

3. 新中間処理施設について

1月25日(火)、清水町役場・くらし安全課と意見交換会を行いました。
外原区側から「静観する」との趣旨を再度説明しました。

平成26年において、「建設反対」と「条件付き受入れ」の意見が対立し、定期総会が3回開催され、それぞれの意見を持つ三役案・2案が上程され両案とも否決されました。

両案が否決されたことは、人事案とともに「建設反対」と「条件付き受入れ」の意見も否決されたと考えるのが自然であり、したがって両意見以外の考え方として、新焼却場についてはコメントせず「静観していく立場」となります。

定例役員会で対立した経緯を踏まえ、相当の期間経過後の令和3年の定期総会で報告し、11月の定例役員会で再確認しました。

清水町役場からは、特に意見もなく今後も協議を行っていくことを確認しました。

4. その他

- ・ 次回定例役員会予定日・・・令和4年3月3日(木) 19:30より
議題・実施方法等については、後日お知らせします。

以上